



日時	令和 7 年 7 月 1 1 日（金） 18:00～20:39
場所	旭川市総合庁舎 7 階会議室 7 B
出席者	（委員） 遠藤委員・河崎委員・佐々木委員・西委員・長谷川委員・靱岡委員 （事務局） 浅利行財政改革推進部長 総合政策部財政課 小澤次長・今田主幹・古川主査・小松主査 行財政改革推進部行政改革課 梶山課長・中山課長補佐・水沢主査 （所管部局） 福祉保険部障害福祉課 水上課長・紺野主幹・大谷主査 子育て支援部子育て支援課 香川課長 清水主査 武田
公開・非公開の別	公開
会議資料	次第 資料 1-1 補助金等評価表 （旭川障害者連絡協議会バス運行事業補助金） 資料 1-2 シャトルバス運行経路 資料 2 補助金等評価表 （旭川市私立高等学校入学一時金減免補助金） 資料 3 補助金等評価表 （旭川市私立通信制高等学校入学時負担金等減免補助金） 資料 4 補助金等評価表（旭川市私立高等学校教育推進補助金） 資料 5 補助金等評価表 （旭川市高等学校定時制通信制教育振興補助金）
議事要旨	
1 開会	・ 佐々木会長の進行で開会した。 ・ 河崎委員の紹介があった。
2 議題	
(1) 令和 7 年度行政評価について	
評価対象補助金	・ 以下の進行と決定があった。 （会長）7 月 7 日までに追加協議したい補助金を挙げることとし、前回資料 10-1 の連番で申し上げて、184 の「旭川市工業等振興促進条例に基づく助成金」と 236 の「旭川まちなかマネジメント協議会負担金」が挙がった。先に本日分の評価を実施し、議題の最後に決定することとしてよいか。 （出席委員）了承

ア 旭川障害者連絡協議会バス運行事業補助金	
概要説明	・事務局から、資料に基づき、概要の説明があった。 ・以下の質疑応答があった。 （委員）令和 7 年度予算では、市補助金 789.5 万円の財源内訳が一般財源 197.4 万円、国庫補助金 592.1 万円とのことだが、この国庫補助金は当該事業以外の事業にも使えるか。 （事務局）厚生労働省の地域生活支援事業の対象事業であれば使える。なお、この国庫補助金は、決算時点では予算で見込んだ金額どおりに支給されないが続いているため、決算では予算よりも一般財源の割合が高まる傾向にある。
所管部局ヒアリング	・以下の質疑応答があった。 （委員）シャトルバス「おびった号」が市役所付近から合同庁舎付近の障害者福祉センター「おびった」までを巡回しているが、一般の方は乗れないか。利用料金は有償か。 （所管部局）一般の方はリハビリ等で施設を利用する場合を除き、基本的には乗れない。利用料金は無償としている。 （委員）原則としては受益者負担であるべきと考えるが、協議会負担が減少傾向にあるのはなぜか。 （所管部局）本事業は、人件費が市補助金で、修繕費が協議会負担である。資料では、令和 7 年度は予算額で、令和 6 年度以前は決算額を記載しているが、修繕費であるため予算上は最低限しか見込んでいない。 （委員）令和 3 年度決算から令和 4 年度決算にかけて倍近くになった理由は。 （所管部局）結果として修繕が多かった。なお、修繕費も補助対象であるが、予算の関係で修繕費は協議会の負担となっている。 （事務局）令和 6 年度の数値でいえば、乗車人数 3,545 人に対し、運行日数が 286 日ということは、1 日 12 人と計算され、往復利用とすれば 1 日に 6 人が利用しているとの認識でよいか。 （所管部局）そうなる。ただし、乗車人数については、コロナ禍前のピーク時から減っているものの、コロナ禍後の直近では回復傾向にある。 （委員）乗車人数がコロナ禍前と比較しても大きく減少しているのはなぜか。 （所管部局）「おびった」自体の利用者が減っている。平成 28 年度には 15 万人以上が利用していたのが、令和 6 年度には 9 万人強となっている。その内訳の傾向として、コロナ禍後には一般の方の利用が減少しているものの、障害者の利用は減少していないといえる。なお、「おびった」全体の利用者に占めるシャトルバス利用

	者の割合は 3.5%～3.8%で変わらず推移している。 （委員）福祉タクシー利用料金等助成事業で 1 枚 500 円のタクシー券を 40 枚もらえる。これを代替制度として、「おびった」に行くために使ってもよいのではないか。 （所管部局）障害者の社会参加の促進という目的は同じ。一方で、市中心部への設置要望がありながら現所在地に設置された「おびった」設置の経緯を踏まえ、利便性を高めるために始め、継続してきた側面がある。令和 4 年度の利用者アンケートでは、公共交通機関の充実でシャトルバスがなくても支障はないという意見もあったが、シャトルバスがなければ「おびった」に行けないとの意見もあり、大きな見直しには踏み切れていない。 （委員）利用者が固定されているのではないか。 （所管部局）完全予約制などの検討も含めて考えなくてはいけないとは思っている。再度、利用者アンケートを取りたい。 （委員）利用者のうち車椅子の方の割合は。 （所管部局）把握していないが、車椅子の方ばかりではない。 （委員）福祉タクシー利用料金等助成事業について、車椅子のまま乗車できるタクシーはあるか。また、タクシー 1 台につき車椅子を何台載せられるか。 （所管部局）車椅子のまま乗車できるタクシーはある。タクシー 1 台につき車椅子 1 台を載せられる。 （委員）令和 4 年度の利用者アンケートの回答内容は。 （所管部局）令和 4 年 11 月から 1 か月間、シャトルバスの利用者に手渡しで交付し、回収ボックスで回収した。40 人から回答あり。内 25 人は障害者手帳の所有者。リハビリやボランティアでの利用者などもいた。シャトルバスがなくても「影響がない」と回答したのは 40 人中 8 人。「影響がある」又は当該部分について未回答だった者が計 32 人。所管部局としては、利用者にとっては必要との認識である。 （委員）シャトルバスがなくなれば困るとの主旨の回答について、その具体的な理由は何であったか教えてほしい。 （所管部局）路線バスが利用できないなどの理由が多かった。身体の不自由な方からこのような回答が多かったものと考えている。 （委員）代替手段がなく困っている方のニーズを満たす唯一の手法であれば継続すべきと思うが、福祉タクシー利用料金等助成事業のタクシー券も使える方の複数選択肢のひとつになっているのではないか。 （所管部局）それぞれの制度の利用者を特定することはできないが、重複はあると思う。一方で、おびった号を利用している方が必
--	---

	ずしもタクシーチケットの対象となっていない。なお、補助金の開始当初は「おびった」の利用者を増やす目的もあった。 (委員) 決算ベースで一般財源が 400 万円以上の事業費規模に対し、シャトルバス 1 便当たり 1~2 人の乗車人数であるが、費用対効果があるといえるだろうか。 (所管部局) 費用対効果をもって判断ができるものではなく、利用者のために継続したいという思いがあるが、費用対効果が高いとはいえないと思う。
評価	・以下の議論と評価の決定があった。 (委員) 社会情勢の変化により費用対効果も変化してきたと思われ、廃止でもよいのではと思う。 (委員) 利用する障害者が本当に困っているならば、その移動手段を奪う判断はしかねる。しかし、利用者が固定的と思われ、乗車人数を考えると、いずれにしても 1 人当たりに対する費用が割高になっているのでは。少なくとも見直しはすべきでないか。 (委員) 福祉タクシー利用料金等助成事業が代替になるならそれでよいのでは。 (委員) 代替できる可能性は十分にあるため、少なくともこの検討はしっかりとすべきである。 (委員) タクシーはシャトルバスよりも自由度が高いという意味で、利便性が高い。シャトルバスは乗車人数によらず人件費が固定的にかかる。また、シャトルバスの運行経路は限定的なので、タクシーの運行料金を試算しても一定額までには納まる。障害者の方にとっても「おびった」以外にも行けるため、タクシーのメリットの方が大きいと思う。 (会長) それでは、当委員会からは「見直し」を求めることとしてよいか。その内容としては、利用者数が減少傾向にあることや、福祉タクシー利用料金等助成事業のタクシー券の拡充など、代替となり得る制度の整備が進んだことから、廃止又は事業費縮減を検討することとしてはどうか。 (出席委員) 了承 (会長) 評価文言の詳細は、答申の中で確定することとする。
イ 旭川市私立高等学校入学一時金減免補助金	
ウ 旭川市私立通信制高等学校入学時負担金等減免補助金	
エ 旭川市私立高等学校教育推進補助金	
オ 旭川市高等学校定時制通信制教育振興補助金	
概要説明	・事務局から、資料に基づき、概要の説明があった。 ・以下の質疑応答があった。 (委員) 「私立高等学校入学一時金減免補助金」と「私立通信制高

	等学校入学時負担金等減免補助金」について、令和 7 年度予算で一般財源が 0 になっているのはなぜか。 （事務局）事業費の財源内訳は、全額が子ども基金からの繰入金。基金とは特定の目的のために使うものであり、子ども基金は子どもや子育てに関する事業の財源に充てる。国や北海道の補助金等とは異なり、市の負担であるという意味では一般財源と同じ性質といえる。 （委員）国は、私立高校等においても令和 8 年度からの高校授業料無償化を検討している。率直な疑問だが、国が無償化する部分はそもそも市が負担する必要がないのでは。 （事務局）「私立高等学校入学一時金減免補助金」と「私立通信制高等学校入学時負担金等減免補助金」に関連する、入学一時金等については、国の授業料無償化の対象ではない。「私立高等学校教育推進補助金」と「高等学校定時制通信制教育振興補助金」に関連する、教材教具や教職員の研修研究、教育研究会等の経費は本来的には授業料で賄うべきものと考えられるかもしれない。
所管部局ヒアリング （共通）	・以下の質疑応答があった。 （委員）対象者数の推移は。 （所管部局）資料 2～5 の事業量指標に記載のとおり。「私立通信制高等学校入学時負担金等減免補助金」は増加傾向にある。 （委員）少子化に伴い生徒数全体は減少傾向にあると思うが、公立高校から私立高校に入学者が流れてはいないか。 （所管部局）公立高校の定員充足率を見れば、公立高校から私立高校に流れているとはいえないと考えている。 （委員）市内の私立高校 5 校の授業料はいくらか。 （所管部局）いずれも年間で 39.6 万円である。 （委員）市内の公立高校の授業料と入学一時金はいくらか。 （所管部局）市内の公立高校の授業料はいずれも年間 11.8 万円で、入学一時金は 5,650 円である。公立高校は年間の負担が 20 万円を切るが、私立高校は 5 校平均で年間の負担が 60 万円を超えるとの認識である。 （事務局）国が進める高校授業料無償化で、就学支援金はどう変わる見込みか。また、私立高校は制度改正に合わせて授業料を引き上げる可能性があるか。その場合、私立高校には引上げ分の授業料を得ることになるか。 （所管部局）令和 8 年度から、上限額を 39.6 万円から 45.7 万円に引き上げ、収入要件も撤廃する旨、今年 2 月に自民、公明、維新の 3 党合意がなされたが、本格的な議論、制度設計は今後進められるものと認識している。もし、合意どおり実現すれば、私立高校が授

	業料を引き上げることになる可能性はあるし、そうした場合には学校側が引上げ分の授業料を得ることになる。
所管部局ヒアリング 「私立高等学校入学一時金減免補助金」 「私立通信制高等学校入学時負担金等減免補助金」	・以下の質疑応答があった。 (委員) 仮に廃止となれば、保護者や生徒にとっては入学時に支払う費用が 1.5 万円増えるのか。それは各学校の判断か。 (所管部局) 各学校設置者が入学一時金等を定める。私立高校にヒアリングしたところでは、仮に廃止となれば、1.5 万円を生徒及び保護者に求めることになるのではと思う。 (委員) 私立高校 5 校の入学一時金はいくらか。 (所管部局) 28 万円から 28.5 万円で概ね同額である。 (委員) 入学者数と入学一時金減免者数は一致するか。交付対象となる入学者数の私立高校 5 校の内訳は。 (所管部局) 令和 7 年度からは減免対象を市内在住者に限定しているので、一致しない。市内在住要件を導入する前の令和 6 年度実績における各校の交付対象者数は、旭川実業高等学校 281 人、旭川明成高等学校 251 人、旭川龍谷高等学校 203 人、旭川志峯高等学校 144 人、旭川藤星高等学校 140 人。 (委員) その人数×1.5 万円が学校に交付されるという理解でよいのか。 (所管部局) そのとおりである。 (委員) 保護者や生徒が市補助金による減免後の金額しか認識しておらず、市の施策としてのメリットを感じられないことはないか。各学校からの周知を義務付けては。 (所管部局) 私立高校について、令和 6 年度までは全入学者が補助対象となっていたため、入学一時金の説明資料等においても、補助適用後の金額が入学一時金として記載されている場合もあり補助金の存在を実感しづらかったかもしれない。令和 7 年度からは、市内在住者用と市外在住者用の扱いが分かれ、市内在住者には学校側から補助適用に伴う入学金の減免・返金について個別に知らせることとなり、その点では市の施策が伝わりやすくなったと考える。 (委員) 国の高校授業料無償化や市独自の医療費無償化など社会情勢が変わってきている。入学時のみの 1.5 万円の負担軽減の効果を考えると、他にもっとよい予算の使い方があるのではないかと思うが、所管部局としての考えは。 (所管部局) 北海道では公立高校の方が私立高校より学力が高い傾向がある中で、私立高校に通っている子も等しく充実した教育を受けられることが重要であり、様々な家庭事情がある中でも教育を受けられるようにしなければならない。より有効な事業の検

	討は、全体として考えていかなければならないと思っている。 (委員) 所得制限をつけてはどうか。 (所管部局) 所得情報は機密性が高い情報になるため、実施するにしてもそれを考慮した事業手法を検討する必要がある。
所管部局ヒアリング 「私立高等学校教育推進補助金」 「高等学校定時制通信制教育振興補助金」	・以下の質疑応答があった。 (委員) 私立高校に対する補助金の対象経費の詳細実績は。 (所管部局) 令和 3～6 年度の実績ではプリンターやトナー、コピー用紙などの印刷関係の経費が 28%を占め、次いで机や椅子・ロッカーなどの日用備品が 21%、PC やソフトウェアのライセンスなどのコンピュータ関連の経費が 15%を占めている。 (委員) 私立高校 5 校への配分はどう決まるか。 (所管部局) 資料 4 の積算方法に記載のとおり。均等割額、生徒割額、教職員割額の合算を算定基準額として、補助対象経費 2 分の 1 と比較して少ない方の金額を補助金として交付している。 (委員) 例えば、教材教具等について、生徒に直接還元するというよりは私立高校の学校運営のための備品経費という印象があるが、どう考えるか。 (所管部局) 本補助金の対象となる教材教具等は、いずれも教育現場において必要不可欠なものであり、補助金活用による教育環境の維持向上を通じて生徒のためにもなっていると考える。 (委員) 私立高校よりも公立高校の方が、エアコンがないなど様々な面で環境が整っていないことも多い。ある意味では、私立高校の方が公立高校よりも環境が整っているといえる部分もあると思う。このような中で私立高校の教材教具等の整備や教職員の研修研究等に要する経費を補助することはやはり必要か。 (委員) 補助金がなくなれば保護者の負担は増えるか。 (所管部局) 本補助金を活用できなければ、各生徒が教材教具等の経費を追加負担すること、あるいは、消耗品の補給や備品の更新・修繕が滞ることが予想され、いずれにしても、私立高校の教育環境の悪化につながるものと懸念される。 (委員) プリンターやトナー代との説明があったが、電子化が進んでいる中では減少してくる経費でないのか。 (所管部局) プリンターやトナーはそうかもしれないが、反対に、PC 環境やネットワークの整備、ライセンス費用など、以前はなかった経費がかかっている。 (委員) 国が高校の授業料無償化を進めれば、授業料の滞納が減る可能性もあり、この点を含めて、学校経営が潤う要素となるのでは。 (所管部局) 全国平均と比較して、本市の私立高校は入学一時金が

	高い一方、授業料が低く抑えられている傾向にある。就学支援金の範囲内でしか授業料を設定できず、これを補うように入学一時金を高めに設定しているとも考えられ、学校としての経営は決して楽ではないと思う。
評価 「旭川市私立高等学校入学一時金減免補助金」 「旭川市私立通信制高等学校入学時負担金等減免補助金」	・以下の議論と評価の決定があった。 (委員) 高校生年代への支援については、高校授業料の無償化に加え、児童手当の支給開始、本市独自の医療費の無償化など増加している。一般財源が 0 であっても、これらの補助金を見直すことで子ども基金を他のことに使えるならば、例えば生徒の活動支援など違う用途に財源を充てる方がよいのではないか。 (委員) 私立高校等への経営支援の要素が色濃く、保護者や生徒は効果を感じにくいのではないか。出費でいえば、生徒によるが、部活動など出費の印象が強いものに比べ、入学時の減免 1.5 万円は効果を感じにくいかもしれない。一方、支援と考えても、医療費の無償化などの強い印象に比べると、やはり効果を感じにくいのではないか。つまり、本来の受益者である保護者や生徒にとって満足度が低い補助金になっている可能性がある。 (委員) 市独自の医療費無償化の効果や印象は大きいと感じるし、子育てに係る保護者の負担が全体として減っている。その中で、この入学時のみの 1.5 万円の補助金を継続しなくてもよいと思う。 (委員) 他の形に子ども基金を充てた方がよいのでは。 (委員) 保護者や生徒が市補助金の効果を感じにくいとすれば残念であるが、私立高校等に交付することで市として効率的に事業実施している側面もあるのではないか。例えば、市が所得を確認するなどの内容になれば、事務作業が相当増える。また、家庭によってはこの 1.5 万円で相当助かることがあるのも事実。見直すべきではあるが、その理由が、国が授業料を無償化するから市の独自分をやめるということだけでよいのかとも思う。本市の魅力として子育て支援を進めてきたこと、これから進めていくこととのバランスをとって見直しの考えを整理すべきでないか。 (会長) それでは、いずれの補助金についても、当委員会からは「見直し」を求めることとしてよい。その内容としては、国の就学支援制度が拡充されているため、子育て支援施策としてより効果的な方法を検討した上で、本補助金については廃止又は事業費縮減を検討すること。なお、見直しにより市の子育て支援施策全体が後退することがないよう、配慮すること。としてはどうか。 (出席委員) 了承 (会長) 評価文言の詳細は、答申の中で確定することとする。
評価	・以下の議論と評価の決定があった。

「旭川市私立高等学校教育推進補助金」 「旭川市高等学校定時制通信制教育振興補助金」	(委員) 国が所得制限の撤廃や私立高校等の加算額を引き上げるのであれば、これらの補助金の必要性が変わってくる。 (委員) 高校生年代への支援が増加している中で、国の施策との関連性も強く、廃止しても保護者や生徒への影響は限定的なのでは。少なくとも見直しが必要である。 (委員) 状況が変わる中で、この補助金を継続するならば、補助が欠かせない強い理由が必要でないか。学校経営をする上で通常必要な経費なので無償化される授業料で賄うべきとも考えられるし、この補助金がなくなった場合の保護者や生徒への影響についても、今後の必要性の根拠とできるほどには明確でなかった。 (委員) 国が高校の授業料を無償化する際に、私立高校等がどこまで授業料を引き上げるのかは不明だが、引き上げた場合には各学校の経営状況も大きく変わる可能性がある。 (会長) それでは、いずれの補助金についても、当委員会からは「見直し」を求めることとしてよいか。その内容としては、国の就学支援制度が拡充されているため、本補助金の必要性を改めて整理した上で、廃止又は事業費縮減を検討することとしてはどうか。 (出席委員) 了承 (会長) 評価文言の詳細は、答申の中で確定することとする。
評価対象補助金	・以下の議論と決定があった。 (委員) 「旭川市工業等振興促進条例に基づく助成金」は内容を知りたく提案したが、評価対象としたいとまで考えていなかった。 「旭川まちなかマネジメント協議会負担金」を評価対象としてはどうか。 (会長) それでは、「旭川まちなかマネジメント協議会負担金」を評価対象とし、「旭川市工業等振興促進条例に基づく助成金」は評価対象としないこととしてよいか。 (出席委員) 了承
3 閉会	・佐々木会長の進行で閉会した。